

第 9 回審議会での議論のポイント

1. これまでの審議の整理について

これまでの会議(第 4 回～第 8 回)で、ご審議いただいた経過についてご説明

【説明内容】

経営審議会 料金改定に係る審議の経過・・・資料 2

...第 4 回から第 8 回までの議題と水道部からの説明内容、審議のポイント及びご審議の中でいただきました主なご意見を振り返ります。

2. 料金改定(案)の骨子について

料金改定(案)の骨子をお示しし、これまでのご審議に基づく料金改定の概要についてご説明

【説明内容】

料金改定(案)の骨子・・・資料 3 - 1

...これまで個別にご審議いただきました値上げのボリュームのことと料金体系の見直しのことを合わせた料金改定の全体像についてご説明します。

現行料金とシミュレーション結果の比較・・・資料 3 - 2

...料金改定(案)骨子に基づき、全体改定率及び基本料金と従量料金の割合を変化させた 4 つの例について、小口径・中口径・大口径別に水道料金がいくらになるのか使用水量毎にご説明します。



審議いただきたいポイント

- ・料金改定の全体イメージを掴んでいただく。
- ・シミュレーション結果を参考に、様々な角度からご意見をください。

経営審議会 料金改定に係る審議の経過

項目 回	議題と説明・問題提起	審議のポイント	主なご意見
第 4 回 平成27年 1月27日	「企業債の考え方について」 「建設改良工事について」 ・2大工事を中心とした水道システムの再構築について ・建設改良事業費の推移 ・再構築の財源としての企業債の活用と水道料金	・水道システムの再構築へのご理解 ・再構築に向けた平成28～32年度工事の必要性 ・企業債と水道料金相互の関係とバランス	・企業債の発行高のパーセンテージを上げるか、水道料金の値上げのパーセンテージを上げるかの二者択一になると思う。 ・企業債の発行額を多めにして、料金値上げのアップ率を抑えた方が理解を求めやすい。 ・耐震化などは大きな建設事業なので、水道料金を値上げするより企業債発行の方が分かりやすい。 ・平成28年度から32年度にかけて事業費がかさむが、将来世代も使うことになる建設事業については負担をすべきだと思う。 ・耐震工事とか施設の更新はきちんと早目実施すべきだ。 ・施設などは一度作れば将来的に長い間恩恵を受けるわけですから企業債の借入を増やして、値上げ率を抑える方が理解を得られる ・企業債だけあるいは水道料金の値上げだけということではなく、バランスの問題だと思う。 ・「すいどうにゅーす」だけでなく、分かりやすいDVDなども利用し市民に強く訴えるべきだと思う。 ・一般市民としては消費税も上がっていますし、仕事もなかなかない中で公共料金が上がるというのはしんどいと感じる。 ・吹田市の水道料金が府下的にも安いのは、今までの経営努力にもあるのだということをお知らせして説明すべきだ。
第 5 回 平成27年 2月26日	「アセットマネジメントから見た更新需要額とその財源について」 「料金体系設定の考え方」 ・吹田更新基準による施設、管路の更新基準の見直し ・更新需要額とその財源について企業債発行割合や料金算定期間を変化させて検討	・アセットマネジメントの必要性と将来的な更新需要額 ・施設、管路における健全度について ・シミュレーションの設定の違いとそれによる将来財政推計の違い ・更新需要に見合った資金確保としてよりベターな考え方 ・料金体系設定の基本的な考え方と諸課題	・事業期間を変えるなど工事のピークを平準化することにより、起債や値上げ幅を抑えられないか。 ・事業費がこれだけ必要ということだけでなく、経営的な収支がどうなるのかや市民の視点から考えると様々な検討をされ少しでもアップ率を抑えろとか、その他の手法がないかというのをシミュレーションの中で議論をし、より良いかたちを見つけていくべきだ。 ・料金値上げは私にとって切実な問題なので、工事を平準化することによって値上げ幅が抑えられるのなら、そういう検討もしていただきたい。 ・市民の理解を得るのに大事なことは、安心、安全な水であるということだと思う。 ・2大事業の工事費は十分精査されたものであることが必要だ。 ・水道の使用量が減り料金収入も減ってきているので、水道料金の値上げはしないのかなと思っていた。 ・たくさん買えば安くなるのが普通で、使えば使うほど料金が高くなるというのは矛盾しているように思う。



項目 回	議題と説明・問題提起	審議のポイント	主なご意見
第 5 回 平成27年 2月26日			<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金の値上げが認められない場合、安心、安全を確保するために税金が使われるのか。 ・公営企業に一般財源の税金を投入し一時しのぎをするということが過去にあり、議会でも公営企業のあり方として企業内でしっかり検討すべきだという意見が上がり、後にかなり大幅な値上げを実施したということがあった。 ・この5年間で多大な事業費がかかるという時期の審議会ですので少なくとも5年、平準化するというところからいうと10年くらいのところで見えていかないといけないのではないかと思う。 ・所得の多少によって水道の使用量は大きく変わらないと思うが、負担の重さは違うので慎重に検討してほしい。 ・水道事業は独立採算制で、今後多大な更新工事を進めていかなければならないが、危機管理の面からも市民のご理解を得ることが重要だ。
第 6 回 平成27年 4月21日	<p>「料金体系と基本料金の割合について」 「基本料金の割合を変化させた場合の体系別事例」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には個別原価主義で補完的に生活用に配慮する ・二部料金制における基本料金と従量料金の割合を見直し ・口径別料金の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の料金体系を個別原価主義、生活用水への配慮といった基本原則に照らし合わせたときの是非 ・客観的な公平性の確保 ・基本料金の意義とその割合 ・基本料金の割合を変化させた場合にでてくる影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料金割合を高めると水道経営は安定するということが、あまり水を使われない一般家庭にとっては料金的には上がるということになる。 ・少量使用が多くなっている現状で、経営を安定させるために基本料金と従量料金のどちらにどれだけ比重をかければ良いのかということだと思う。 ・口径の大きさによって料金が変わるという口径別料金体系についても少し説明してください。 ・本市の基本料金が口径20mmとその他の大口径とで同じというのはおかしいと思う。 ・この場で公平性があって合理的な料金設定であると説明をされており、それはそれで理解できないことはないのですが、使用者に納得していただくにはコミュニケーションというか、そういう努力がないと理解していただけないと思う。 ・現行の用途別の中で一般専用が90%を占めているのは、用途別という用をなしていないのではないか。 ・生活用には基本水量を残してほしい。 ・本来使った分だけということなら、均一料金が平等の原則からも分かりやすいように思う。 ・資料4-3のシミュレーションでは、1か月で30m³お使いの場合は府下でも安い、6m³では府下の高い水準になるというのが問題だ。

項目 回	議題と説明・問題提起	審議のポイント	主なご意見
第 7 回 平成27年 6月9日	<p>「料金設定における従量料金と逓増型料金制度について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも逓増料金制度とは ・水需要構造の変化と高い逓増度の問題点 ・生活用への配慮の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・「逓増度の緩和」と「生活用への配慮」とのバランス 	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担といいながら、今まで大口使用者に大きく負担をさせていただいており、完全に公平になっていないところに矛盾を感じている。 ・料金改定の大きな理由の一つは逆ザヤの解消であると思う。 ・逓増料金制で用量が多くなるほど水道料金が高くなるのには首をかしげることが多く、料金の計算も複雑だ。 ・金額を一定にして1㎡当りの定額にすれば、皆さんも納得しやすいのではないかとと思う。 ・逆ザヤは是非解消に向けて努力していただきたい。 ・水資源を無駄に使わない、少量使用の生活者が助かっているという現状からは逓増型料金制が必ずしも悪いとは思わない。 ・給水原価を市民の方々にどれだけ知っていただくかが肝要で、売値をそれに近づけないと経営が成り立たないのだということも理解していただけるのではないか。 ・水道水の原価が141円くらいなのに対し、少量使用のところでは77円くらいで提供している現状について、市民の認識を高めていけば理解を得やすいのではないか。 ・あまり急激に料金体系を変えずに、現行に寄り添うかたちで少しずつ変えていくというような段階的な料金の値上げというふうに考えた方が分かりやすいと思う。 ・今の生活にできるだけ影響が少ないやり方でしていただければ納得できるかなと思う。 ・口径別にすることなので、大口径の病院や学校にどのような影響が具体的にどの程度か知りたいと思う。
第 8 回 平成27年 7月14日	<p>「大量使用における料金設定と地下水利用専用水道対策について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量使用の現状と特徴分析 ・水道水をバックアップとして確保しようとする使用者に対しては、施設維持管理に要する費用について応分の負担を求める 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大量使用から少量使用へ移行」や「地下水利用専用水道導入の拡大」などの現状に対応するために必要な料金設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水利用専用水道など世の中の仕組みとしていろいろ選択肢があっても良いと思う。その中で水道事業としてやっていける仕組みを考えざるを得ない。 ・大口使用者に水道水を使ってもらえるようにいろいろな意味から、営業的な活動をやっていかないといけない。 ・地下水利用がどんどん増えるということでないなら、個々の事例に対応できる方策を考えるなり、逓増逓減の考え方もするなどしてできるだけ目先の対応をしながら方向性を決めていけば良い。 ・大口使用者は節水、節水で使用水量が減り、従量料金の下段階に移行してくるので、段階別料金をなだらかに設定して水道料金収入が急に減少しないような工夫が必要。 ・均一料金制というのは平等みたいに聞こえるが、財力によって負担感が全然違うし、限りのある水資源だから将来の子孫に残すということで水を大切に無駄にしないという逓増制というのはすごく意味があり大事なことだと思う。

1 料金改定の背景、理由

本市水道施設においては、これまで十分な機能を果せるよう長寿命化を図りながら運用してきました。それにより、本市の水道料金は平成 9 年度の改定以降、18 年間値上げすることなく現行料金水準を維持してきており、府内でも最も安い水道料金となっています。

しかしながら、管路・施設ともに昭和 30 年代を中心に建設したものが多く存在し、老朽化が進んでいることは事実であり、今後施設整備事業が増大し多額の事業費が必要になりますが、現行の安価な料金水準では財源を確保することが困難であることから、この度、料金の改定をお願いするものです。

（1）料金収入の減少

ア 平成 4 年度以降給水量が減少（平成 26 年度 14.3% = 平成 9 年度比）

（ア）一般家庭における節水意識の定着と節水機器の普及

（イ）企業などのコスト削減

（ウ）大量使用者における地下水利用専用水道の導入

イ 平成 9 年度以降料金収入が減少（平成 26 年度 24.6% = 平成 9 年度比）

逓増料金制のもと、給水量の減少率以上に料金収入が減少

（2）増大する施設整備事業

水道施設マスタープランに基づく第 2 次上水道施設等整備事業の推進

ア 継続的な施設の整備 = 今後 5 年間で約 93 億円

（ア）老朽化した浄配水施設の更新や耐震化の実施

（イ）耐震化を中心とした基幹管路整備の実施

（ウ）経年化管路更新のペースアップ

イ 抜本的な施設の更新

片山浄水所水処理施設更新（工期：平成 28 年度～平成 31 年度）= 約 43 億円

将来的に市域南部の拠点となる片山浄水所の水処理施設の抜本的な更新を予定

ウ 安心・安全のレベルアップ

片山浄水所・泉浄水所連絡管整備（工期：平成 28 年度～平成 32 年度）= 約 34 億円

泉浄水所事故時においても片山浄水所からの水運用により泉給水区域の安定給水を確保

（3）現行料金水準では今後の建設改良事業費の財源確保は困難

ア 平成 9 年度（前回値上げ改定）以降、給水量が減少する中、経営の効率化に努め黒字を維持

イ 今後、更なる給水量の落ち込みにより、料金収入が減少し赤字に転じる見込み

ウ 資金面でも建設改良事業費が増大することで資金不足になる見込み

2 料金改定（案）の概要

(1) 料金算定期間 平成 28 年度～平成 32 年度の 5 年間とする

(2) 必要な建設改良事業費の財源確保

ア 継続的な施設の整備は工事費の約 割を起債

イ 抜本的な施設の更新（片山浄水所水処理施設更新）は工事費の約 割を起債

ウ 安心・安全のレベルアップ（片山浄水所・泉浄水所連絡管整備）は工事費の約 割を起債

エ 料金改定率を %（H26 年度比）とする

(3) 経営の安定化を図るための料金体系への見直し

ア 個別原価主義に基づき用途別の料金体系から口径別料金体系へ移行

ただし、公衆浴場用、臨時用の用途は残す

イ 総括原価に対する基本料金と従量料金の割合は 3.5～4 対 6.5～6 にて料金を検討する

ウ 逓増度は現在の 4.03 から緩和する

エ 小口径、中口径、大口径別に従量料金を設定する

オ 大口径については、逓増・逓減制を導入する

(4) その他

ア 地下水利用専用水道等の対策としてバックアップ料金制を導入する

イ 加入金・開発負担金の見直し

(5) 経過措置

ア 激変緩和については何らかの経過措置

イ 制度の変更を伴うものは周知期間を含めた経過措置

(6) 適正な時期に適正な料金水準の検証

ア 水道事業を取り巻く内部・外部環境の変化に応じた改定の検討

3 改定時期（予定）

水道条例改正 平成 28 年 4 月 1 日施行予定

現行料金とシミュレーション結果の比較表

資料 3 - 2 - 1

小口径 (20mm) ……主に生活用 <対象件数 : 145,631件>

H26年度末 (税抜)

ケース	基本料金と従量料金の割合		平均改定率	1か月当たりの水道料金 (使用水量別)					逓増度
	基本	対 従量		6m ³ (基本水量)	10m ³	20m ³	30m ³	50m ³	
現 行	2.7	対 7.3	-	府内7位 695 円	府内2位 815 円	府内1位 1,915 円	府内4位 3,515 円	- 7,715 円	府内7位 4.03
シ ミュ レ ー シ ョ ン	例	3.5 対 6.5	18.5%	府内22位 920 円	府内22位 1,040 円	府内7位 2,240 円	府内5位 3,940 円	- 8,340 円	府内25位 3.08
			改定率	32.4 %	27.6 %	17.0 %	12.1 %	8.1 %	
	例		22.5%	府内22位 940 円	府内26位 1,100 円	府内8位 2,300 円	府内7位 4,000 円	- 8,600 円	府内27位 3.00
			改定率	35.3 %	35.0 %	20.1 %	13.8 %	11.5 %	
	例	4 対 6	18.5%	府内31位 1,050 円	府内27位 1,170 円	府内7位 2,270 円	府内4位 3,770 円	- 7,770 円	府内30位 2.56
			改定率	51.1 %	43.6 %	18.5 %	7.3 %	0.7 %	
	例		22.5%	府内31位 1,080 円	府内29位 1,200 円	府内8位 2,300 円	府内5位 3,900 円	- 8,100 円	府内29位 2.58
			改定率	55.4 %	47.2 %	20.1 %	11.0 %	5.0 %	

(注) 現 行 : 用途別料金体系

例 ~ 例 : 口径別料金体系

府内順位 : 府内33市のうち、水道料金は低いものから、
逓増度は高いものから数えた順位を記載している。

$$\text{逓増度} = \frac{\text{最高となる単価}}{\text{最低となる単価}} = \frac{310\text{円}}{77\text{円}} = 4.03 \text{ (現行)}$$

大量使用者は少量使用者の約4倍の単価で料金を支払っているということ。

現行料金とシミュレーション結果の比較表

資料 3 - 2 - 2

中口径 (40mm) …主に業務営業用 <対象件数 : 837件>

H26年度末 (税抜)

ケース	基本料金と従量料金の割合			平均改定率	1か月当たりの水道料金 (使用水量別)					
	基本	対	従量		30m ³	50m ³	100m ³	300m ³	1,000m ³	
現 行	2.7	対	7.3	-	3,470 円	7,670 円	20,670 円	72,670 円	289,670 円	
シ ミュ レ ー シ ョ ン	例	3.5	対	6.5	18.5%	9,190 円	13,590 円	27,090 円	81,090 円	305,090 円
					改定率	164.8 %	77.2 %	31.1 %	11.6 %	5.3 %
	例	3.5	対	6.5	22.5%	9,460 円	14,060 円	28,060 円	84,060 円	315,060 円
					改定率	172.6 %	83.3 %	35.8 %	15.7 %	8.8 %
	例	4	対	6	18.5%	9,570 円	13,570 円	26,070 円	76,070 円	286,070 円
					改定率	175.8 %	76.9 %	26.1 %	4.7 %	1.2 %
	例	4	対	6	22.5%	9,990 円	14,190 円	27,190 円	79,190 円	296,190 円
					改定率	187.9 %	85.0 %	31.5 %	9.0 %	2.3 %

(注) 現 行 : 用途別料金体系

例 ~ 例 : 口径別料金体系

現行料金とシミュレーション結果の比較表

資料 3 - 2 - 3

大口径 (100mm) …主に業務営業用 <対象件数 : 46件>

H26年度末 (税抜)

ケース	基本料金と従量料金の割合		平均 改定率	1か月当たりの水道料金 (使用水量別)				
	基本	対 従量		300m ³	1,000m ³	2,000m ³	3,000m ³	5,000m ³
現 行	2.7	対 7.3	-	72,670 円	289,670 円	599,670 円	909,670 円	1,529,670 円
シ ミュ レ ー シ ョ ン	例	3.5 対 6.5	18.5%	124,400 円	348,400 円	618,400 円	888,400 円	1,428,400 円
			改定率	71.2 %	20.3 %	3.1 %	2.3 %	6.6 %
	例	3.5 対 6.5	22.5%	128,740 円	359,740 円	639,740 円	919,740 円	1,479,740 円
			改定率	77.2 %	24.2 %	6.7 %	1.1 %	3.3 %
	例	4 対 6	18.5%	125,500 円	335,500 円	585,500 円	835,500 円	1,335,500 円
			改定率	72.7 %	15.8 %	2.4 %	8.2 %	12.7 %
	例	4 対 6	22.5%	130,400 円	347,400 円	607,400 円	867,400 円	1,387,400 円
			改定率	79.4 %	19.9 %	1.3 %	4.6 %	9.3 %

(注) 現 行 : 用途別料金体系

例 ~ 例 : 口径別料金体系

小口径（ 20mm ）・・・主に生活用

凡例

吹田 : 現行料金

例 ~ : シミュレーション結果の例示

税抜、メーター料込、H26年度末

値上げにより順位が下がる

順位	使用水量 6 m ³ /月		順位	使用水量 10 m ³ /月		順位	使用水量 20 m ³ /月		順位	使用水量 30 m ³ /月	
		水道料金(円/月)			水道料金(円/月)			水道料金(円/月)			水道料金(円/月)
1	東大阪	608	1	高槻	790	1	吹田(現行)	1,915	1	大阪	3,160
2	岸和田	620	2	吹田(現行)	815	2	大阪	1,920	2	枚方	3,470
3	富田林	630	3	藤井寺	845	3	枚方	2,070	3	茨木	3,500
4	羽曳野	635	4	大阪狭山	860	4	高槻	2,140	4	吹田(現行)	3,515
5	摂津	680	5	富田林	892	5	貝塚	2,190		吹田【例】	3,770
6	枚方	692	6	羽曳野	895	6	茨木	2,200	5	富田林	3,852
7	吹田(現行)	695	7	枚方	900	7	富田林	2,202		吹田【例】	3,900
8	柏原	699	8	東大阪	902		吹田【例】	2,240		吹田【例】	3,940
9	高槻	710	9	池田	910		吹田【例】	2,270	6	貝塚	3,940
10	箕面	739	10	柏原	935	8	豊中	2,270	7	和泉	3,990
11	松原	760	11	八尾	940		吹田【例】	2,300		吹田【例】	4,000
11	池田	760	11	貝塚	940		吹田【例】	2,300	8	岸和田	4,140
13	和泉	776	13	大阪	950	9	堺	2,300	9	堺	4,150
14	八尾	804	14	泉大津	959	10	和泉	2,340	10	守口	4,159
15	泉大津	807	15	岸和田	960	11	東大阪	2,362	11	大東	4,187
16	高石	829	15	和泉	960	12	寝屋川	2,364	12	高槻	4,190
17	藤井寺	845	15	豊中	960	13	大東	2,387	13	寝屋川	4,194
18	守口	857	18	寝屋川	964	14	守口	2,399	14	摂津	4,276
19	大阪狭山	860	19	大東	987	15	池田	2,410	15	柏原	4,355
20	河内長野	877	20	河内長野	1,025	16	岸和田	2,430	16	交野	4,368
21	豊中	880	21	四條畷	1,028	17	柏原	2,435	17	豊中	4,380
22	堺	890	22	箕面	1,039	18	大阪狭山	2,460	17	大阪狭山	4,380
	吹田【例】	920		吹田【例】	1,040	19	羽曳野	2,495	19	東大阪	4,442
	吹田【例】	940	23	門真	1,040	20	八尾	2,520	20	池田	4,460
23	泉佐野	940	24	堺	1,050	21	摂津	2,526	21	河内長野	4,485
23	貝塚	940	25	守口	1,059	22	高石	2,647	22	羽曳野	4,495
25	大阪	950	26	摂津	1,076	23	四條畷	2,658	23	高石	4,497
26	寝屋川	964		吹田【例】	1,100	24	藤井寺	2,695	24	泉佐野	4,590
27	大東	987	27	泉佐野	1,140	25	河内長野	2,705	25	箕面	4,689
28	交野	1,010		吹田【例】	1,170	26	交野	2,728	26	四條畷	4,738
29	四條畷	1,028	28	松原	1,170	27	箕面	2,739	27	八尾	4,770
30	阪南	1,029	29	高石	1,197	28	泉佐野	2,740	28	泉南	4,786
31	門真	1,040		吹田【例】	1,200	29	門真	2,780	29	藤井寺	4,835
	吹田【例】	1,050	30	交野	1,258	30	松原	2,840	30	松原	5,020
	吹田【例】	1,080	31	阪南	1,297	31	泉大津	2,909	31	阪南	5,022
32	茨木	1,180	32	茨木	1,400	32	阪南	2,922	32	門真	5,070
33	泉南	1,196	33	泉南	1,756	33	泉南	3,156	33	泉大津	5,189

口径別・水量別件数分布（平成26年度平均での試算）

資料 3 - 2 - 5

（単位：件）

区分	メーター口径 (mm)	計	1か月当たり使用水量 (m ³)													
			0~6	7~10	11~20	21~30	31~50	51~100	101~300	301~500	501~1000	1001~2000	2001~3000	3001~5000	5001~10000	10001~
			1か月当たり使用水量の構成比													
小口径 （主に生活用）	13	6,535	2,095	1,074	1,919	919	455	72	1							
		3.7%	32.1%	16.4%	29.4%	14.1%	7.0%	1.1%	0.0%							
	20	155,114	27,012	27,529	60,339	30,907	8,637	627	61	1	1					
		87.8%	17.4%	17.7%	38.9%	19.9%	5.6%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%					
	25	13,405	2,059	1,371	3,860	3,124	2,285	544	143	18	1					
		7.6%	15.4%	10.2%	28.8%	23.3%	17.0%	4.1%	1.1%	0.1%	0.0%					
中口径 （主に業務 営業用）	30	182	35	15	31	23	32	19	18	4	3	2				
		0.1%	19.2%	8.2%	17.0%	12.6%	17.6%	10.4%	9.9%	2.2%	1.6%	1.1%				
	40	879	89	51	114	86	140	134	176	41	33	11	4			
		0.5%	10.1%	5.8%	13.0%	9.8%	15.9%	15.2%	20.0%	4.7%	3.8%	1.3%	0.5%			
	50	294	11	7	10	7	23	31	103	51	29	16	6			
		0.2%	3.7%	2.4%	3.4%	2.4%	7.8%	10.5%	35.0%	17.3%	9.9%	5.4%	2.0%			
大口径 （主に業務 営業用）	75	189	4	2	4	3	5	16	40	41	48	17	6	2	1	
		0.1%	2.1%	1.1%	2.1%	1.6%	2.6%	8.5%	21.2%	21.7%	25.4%	9.0%	3.2%	1.1%	0.5%	
	100	55	1				1	1	4	5	22	11	7	3		
		0.0%	1.8%				1.8%	1.8%	7.3%	9.1%	40.0%	20.0%	12.7%	5.5%		
	150	9								2		1	2		3	1
		0.0%								22.2%		11.1%	22.2%		33.3%	11.1%
200	1													1		
	0.0%													100.0%		
250	3												1		2	
	0.0%												33.3%		66.7%	
合計	176,666	31,306	30,049	66,277	35,069	11,578	1,444	546	163	137	58	25	6	5	3	
		100%	17.7%	17.0%	37.5%	19.9%	6.6%	0.8%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

本表の構成比は、四捨五入の関係上、合計欄の数字と内訳の合計が一致しない場合があります。